

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月21日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第26号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則
人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(人事異動通知書の交付等) 第6条 略 (1)～(4) 略 2 略 3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表6の項、8の項、15の項から22の項まで、27の項から29の項まで、<u>53</u>の項（再任用の任期の満了、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）又は<u>56</u>の項から<u>59</u>の項までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。</p> <p>別表 人事異動用語表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">人事異動の種類</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 任期更新</td> <td>法第28条の4第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期の更新を行う場合、育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項の規定により任期の更新を行う場合又は一般職任期付職員条例第3条の規定により任期の更新</td> </tr> </tbody> </table>	人事異動の種類	意 味	1～2 略		3 任期更新	法第28条の4第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期の更新を行う場合、育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項の規定により任期の更新を行う場合又は一般職任期付職員条例第3条の規定により任期の更新	<p>(人事異動通知書の交付等) 第6条 略 (1)～(4) 略 2 略 3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表6の項、8の項、15の項から22の項まで、27の項から29の項まで、<u>45</u>の項（再任用の任期の満了、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）又は<u>48</u>の項から<u>51</u>の項までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。</p> <p>別表 人事異動用語表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">人事異動の種類</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 任期更新</td> <td>法第28条の4第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期の更新を行う場合、育児休業法第6条第3項の規定により任期の更新を行う場合又は一般職任期付職員条例第3条の規定により任期の更新を行う場合をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	人事異動の種類	意 味	1～2 略		3 任期更新	法第28条の4第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期の更新を行う場合、育児休業法第6条第3項の規定により任期の更新を行う場合又は一般職任期付職員条例第3条の規定により任期の更新を行う場合をいう。
人事異動の種類	意 味												
1～2 略													
3 任期更新	法第28条の4第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期の更新を行う場合、育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項の規定により任期の更新を行う場合又は一般職任期付職員条例第3条の規定により任期の更新												
人事異動の種類	意 味												
1～2 略													
3 任期更新	法第28条の4第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期の更新を行う場合、育児休業法第6条第3項の規定により任期の更新を行う場合又は一般職任期付職員条例第3条の規定により任期の更新を行う場合をいう。												

	を行う場合をいう。
4～20 略	
21 事務取扱	職員にその職にあるままで欠員中の職員の職の職務の取扱いを命ずる場合又は外国出張者、病気その他の理由による長期欠勤者等の担当する下位の職の職務の取扱いを命ずる場合をいう。
22 事務取扱解除	事務取扱中の職員の当該事務取扱に係る職務を解く場合をいう。
23～36 略	
37 育児短時間勤務	育児休業法第10条第1項の規定により同項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を承認する場合をいう。
38 育児短時間勤務延長	育児休業法第11条第1項の規定により同項に規定する育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合をいう。
39 育児短時間勤務失効	育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第1項の規定により育児短時間勤務の承認が失効した場合をいう。
40 育児短時間勤務取消	育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合をいう。
41 短時間勤務	育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合をいう。
42 短時間勤務終了	育児休業法第17条の規定による短時間勤務が終了した場合をいう。
43 略	
44 自己啓発等休業	法第26条の5第1項の規定により同項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を承認する場合をいう。
45 自己啓発等休業期間延長	職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年香川県条例第69号）第6条第1項の規定により、自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合をいう。

4～20 略	
21 事務取扱	職員にその職にあるままで欠員中の職員の職の職務の取扱いを命ずる場合又は外国出張者、病気その他の理由による長期欠勤者等の担当する下位の職の職務の取扱いを命ずる場合をいう。
22 事務取扱解除	事務取扱中の職員の取扱している職務を解く場合をいう。
23～36 略	
37 略	

46 職務復帰	育児休業法第2条第1項の規定による育児休業の承認を受けた職員若しくは育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の承認を受けた職員、 <u>教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の許可を受けた職員若しくは法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認を受けた職員</u> を職務に復帰させる場合又はこれらの職員が職務に復帰した場合をいう。
47～52 略	
53 退職	職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により職を退く場合又は勤務延長の期限の到来若しくは繰上げ、再任用の任期の満了、 <u>育児休業法第6条第1項若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、一般職任期付職員条例第2条第1項若しくは第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、雇用期間の満了若しくは死亡により職を退く場合をいう。</u>
54～59 略	

38 職務復帰	育児休業法第2条第1項の規定による育児休業の承認を受けた職員若しくは育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の承認を受けた職員若しくは <u>教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の許可を受けた職員</u> を職務に復帰させる場合又はこれらの職員が職務に復帰した場合をいう。
39～44 略	
45 退職	職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により職を退く場合又は勤務延長の期限の到来若しくは繰上げ、再任用の任期の満了、 <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、一般職任期付職員条例第2条第1項若しくは第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、雇用期間の満了若しくは死亡により職を退く場合をいう。</u>
46～51 略	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。